

原発弁護団 ニュース

第12号

2013年12月5日

埼玉原発弁護団 (Tel 048-642-3883) 発行

埼玉でも集団訴訟へ！

東京電力福島第一原発事故 第1陣が来年2月に提訴予定

賠償への不満 いよいよ裁判の場に

多くの被災者の方々が避難する埼玉で、裁判の準備が進んでいます。

これまで、東京電力への直接請求で認められない損害については、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）で審理がされ、財産の賠償や慰謝料の増額について一定の成果を得ることができました。

しかし、不動産に対する賠償は不十分で、また、ADRで認められる慰謝料の増額についても、未だに故郷に帰ることができない方々の賠償としては必ずしも納得できるものではありません。

そこで、埼玉原発弁護団では、東電への直接請求やADRでの賠償に納得できない方々を中心に、裁判を提起する準備を進めています。提訴は来年2月予定で、第1陣が不動産賠償や慰謝料の増額を求めます。

ADRでの解決に限界を感じている方や、裁判での解決を検討している方は、埼玉原発弁護団か、現在担当している担当弁護士に、ご要望やご意見をお知らせ下さい。

お問い合わせ 埼玉原発弁護団 (TEL 048-642-3883)